これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図

(5)～(9)　（略）

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入、出荷又は移動を行つた馬の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日

（削る）

(4)・(5)　（略）

5・6　（略）

〔馬に関する事項〕

（飼養する馬の健康観察）

7　他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うとともに、馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

8～11　（略）

これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

（新設）

(4)～(8)　（略）

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)・(6)　（略）

5・6　（略）

（新設）

（新設）

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

7～10　（略）